

転換期の日本経済と若年労働市場の変容

The Japanese Economy in Transition and the Transformation in the Young Labor Market

糸井重夫

ITOI Shigeo

I. はじめに

現在、日本経済は、緩やかな回復基調にあり、デフレ経済からの確実な脱却を目指した金融政策や政府の規制緩和による構造改革が推し進められている。小泉内閣が成立して以降、従来の積極的な財政金融政策に代わって、規制緩和による競争原理があらゆる分野に導入され、金融機関の不良債権処理の終了と相まって、日本経済は回復基調に入ったと理解されている。しかしながら、他方で、経済格差の拡大や若年層を中心としたフリーターや無業者の増加といった問題が表面化し、日本経済の今後に暗い影を落としているのも事実である。そこで、本稿では、転換期にある日本経済と若年層の状況についての考察を通して、競争促進的な構造改革が、経済格差と社会階層の固定化にどのような影響を与えるのかについて検討することにする。

II. 転換期の日本経済と日本社会の変容

1. 競争志向型経済への移行と社会システムの変容

戦後の日本経済を整理するならば、1950年代の朝鮮戦争を契機とした高度経済成長期、70年代のオイルショックを引き金とするstagflation（不況下のインフレ）期、ニクソンショック以後の円高基調の中で経済成長が鈍化する80年代の低成長期、80年代後半から90年代前半のバブルの発生・崩壊により景気が乱高下したバブル経済とその後の低迷期、そしてデフレ経済に陥った90年代後半から回復基調にある現在までの時期の5期に便宜上大別できよう。しかしながら、行政の対応という視点で整理すれば、戦後の日本経済は、行政側の産業の保護・育成に力点を置いた競争制限的な規制・監督に支えられながら、日本経済全体として高い経済成長を遂げた1970年代までの時期と、従来の行政主導型の経済システムが行き詰まり、それまで安定的な経済成長にとって有効に機能した競争制限的な各種の規制を撤廃し、各経済主体の自由な発想に基づく競争によって、持続的な経済成長を確保しようとする1980年代以降の規制緩和の時期の2つに大別できる。その意味では、行政側の対応は、競争制限的な行政から競争促進的な行政に180度転換したと見ることができ、今日の日本は大きな転換期にあるといえる。さらに、研究・開発と

いう観点から整理すれば、1970年代までの時期は、固定相場制を背景として、欧米の先進諸国で開発された技術を応用し、先進諸国に対して相対的に優位であった低コストと日本人の勤勉性によって高い経済成長を遂げた時期、すなわち、欧米の先進諸国で研究・開発された技術や製品に対して、高い技術力とコスト優位性に支えられながら、良いものを安く、新しい技術を活用して様々な機能を付加することによって高い経済成長を遂げることができた時期である。そして、80年代以降は、変動相場制への移行に伴って相対的にコスト優位性が低下し、国内の産業構造の矛盾や間接金融優位の問題点が表面化した時期であり¹⁾、現在は、日本国内の各経済主体が新しい基礎的な技術や製品を競争的環境の中で研究・開発し、これを知的財産権として保護・活用することによって持続的な経済成長を確保しようとする競争志向型経済への移行期と捉えることができる。

このように整理すると、今日の日本経済は、コスト優位と労働力の質の高さによる「生産」を中心に、安くて質の良い製品を輸出して外貨を稼ぎ、その生産を拡大するために投資を急速に増加させる発展途上国型の経済から、高い教育水準を維持しつつ「研究・開発」を中心に、新たな技術や製品の開発、新たな取引手法やシステム作りを通して知的財産権を取得し、これを国際標準化することによって高い利益を獲得しようとする先進国型の経済への移行期・転換期にあると見ることができる。したがって、高度な「研究・開発」を促すためには各経済主体が持つ人的資源を有効に活用し、各自のアイデアを出し合いこれをビジネスに結びつける仕組みが必要であり、わが国は、経済主体を競争環境に置くことによって「研究・開発」を促すとともに、この仕組み作りも市場競争とイノベーションによって行おうとしているのである。すなわち、今日の日本経済は、様々な分野で市場競争原理を導入することで新たな技術や新商品の研究・開発を促し、これによって持続的な経済成長を達成しようとする経済に移行してきたのであり、そのためにはこれまでのような発展途上国型の安定志向の経済構造を改革し、多くの先進諸国に見られるような競争志向の経済構造への転換が求められているのである²⁾。

それゆえ、日本経済が競争志向型経済へ転換することによって、さまざまな側面でこれに対応した変革が起きることになる。たとえば、市場競争原理の導入に伴って企業は、コスト削減とリスク・テイクを求められ、労働市場においても従来の安定志向型の年功序列制や終身雇用制等の見直しがなされてきている。その結果、労働者を取り巻く環境も大きく変化し、労働者はいつリストラに遭うかわからないため、自分の「労働力の質」を常に高めておくことが不可欠となる。すなわち、競争志向型経済においては企業間競争に加えて労働者間においても競争が促され、労働者は労働市場で評価されるために、自分の個性を活かした労働能力を常に高める努力が求められているのであり、自己責任の原則に則って企業の倒産同様失業のリスクを労働者が直接負わなければならなくなっているのである。このことは、従来のような自分が属する企業内での評価とともに、市場での客観的な評価が重要になってきていることを意味しており、行政サイドとしても若年層の転職支援はもちろんのこと、中高年の転職についても円滑に行えるような社外評価・市場評価等の仕組みの整備が求められているのである。

さらに、これまでの安定志向型経済においては、競争制限的な事前の参入規制が活用されたが、競争志向型経済においては参入規制を緩和し、参入後の通常の営業活動の中での規制監督が強化されることになる。例えば、金融分野における事前規制から事後規制への

金融行政の転換や、公正取引委員会による独占禁止法の運用強化の動きはその例と言えよう。また、政策当局が競争促進的な政策を展開し、日本経済を全体として事前規制から事後規制へ転換するということは、普段から各経済主体の経済活動を監視し、各業界・企業ごとの事故やクレーム等を規制監督当局が常に把握しておく必要があり、問題があれば是正・撤退させる強い権限を当局に与えることが求められる。すなわち、市場での各自（企業・個人）の活動を公平・公正に判断し、問題がある場合には是正を求め、必要があれば市場からの撤退を命じるような厳しい措置を講じる規制・監督制度の構築が必要となるのである³⁾。さらに、競争が促され、新たな技術や製品、複雑な取引手法やシステムが考案される結果として、特許の問題や違法性の問題、リスクの問題等、様々な問題が表面化してくるが、これらに対する機動的な立法政策も求められているのである。

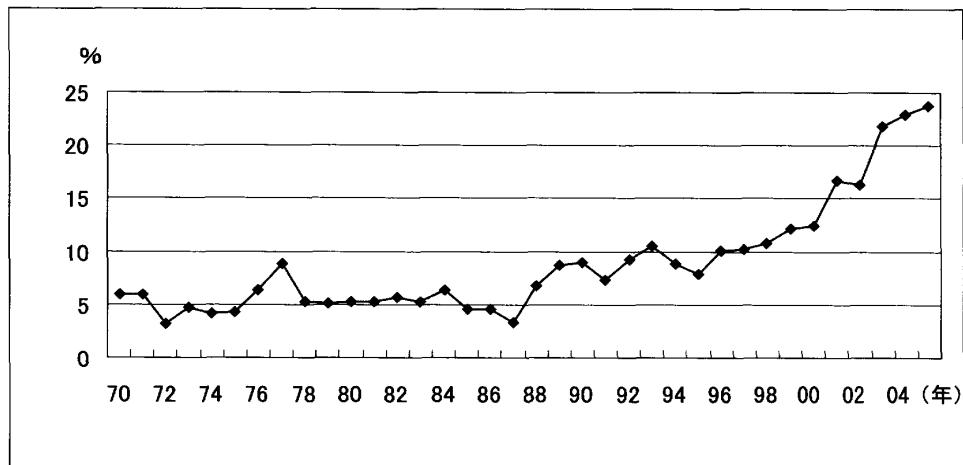
このように、競争志向型経済においては、様々な面でこれまでの安定志向型経済とは180度違ったシステムとなるが、このような社会システムの変容とともに、日本人一人一人の意識も変革を迫られることになる。すなわち、市場参加者は、自己責任の原則に則り、失敗をおそれずに積極的に様々なアイデアにチャレンジする精神力と向上心が求められるようになるのである。その意味では、企業依存型ではなく自己研鑽型の人材が求められることになり、これまでのように大企業に就職することが重要なのではなく、就職先で自分は何ができるのか、何をしたいのか、が問われることになる。さらに、従来のように、長い期間かけて企業が人材を育成する日本の雇用慣行も難しくなってきているため、企業側にとっては、必要とする人材をすぐに確保するための中途採用や人材派遣等の制度設計が必要となり、多様な雇用形態が求められることになる。それゆえ、システムとしても、若年層の転職を円滑化し、早期に一生の仕事を見出すシステムや、失敗してもやり直せる枠組みの整備、市場に容易にアクセスできる環境の整備等が求められているのである。

2. 競争志向型経済と経済格差

上記のように、日本経済は従来の安定志向型経済から競争志向型経済への転換期にあり、特にここ数年は金融業や建設業を中心に様々な分野で競争志向型経済への改革が断行された。一般的に言えば、競争が激しくなると「勝ち組」と「負け組」と言った言葉で示されるように経済格差は拡大すると考えられる。図1と図2は、70年代以降の無貯蓄世帯の割合の推移と金融資産保有世帯の平均保有額の推移を示した図であるが、この図1からも明らかなように、小泉政権下で競争志向型経済への構造改革が積極的に推進されて以降無貯蓄世帯の割合は急増傾向にあり、2005年の段階では無貯蓄世帯の割合は23.8パーセントに達し、ほぼ4世帯に1世帯の割合で無貯蓄世帯が存在するに至っている。他方、金融資産保有世帯の平均保有額の推移を見ると、バブルの崩壊と共にその伸びは鈍化したとはいえその後も順調に金融資産保有額を増加させ、図2のように、2005年の平均貯蓄額は1,582万円に達している。すなわち、4世帯に1世帯は無貯蓄なのに対して、残りの3世帯は平均1,600万近い金融資産を保有しているわけで、それだけ経済格差が拡大していくことを意味している。

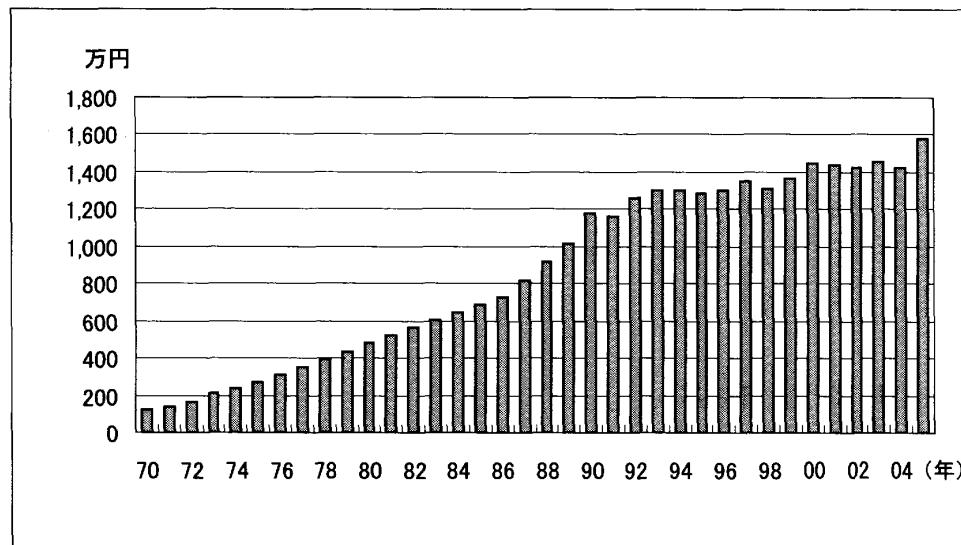
このように、ここ数年の競争志向型経済への移行を意図した構造改革により、わが国は経済格差を拡大させてきているが、この経済格差の問題は、失業率の上昇や中高年の自殺者の急増など、社会問題化している。すなわち、市場競争原理を様々な分野に導入し、効

図1 無貯蓄世帯の割合



出所) 金融広報中央委員会「家計の金融資産に関する世論調査」より作成

図2 金融資産保有世帯の平均保有額



出所) 金融広報中央委員会「家計の金融資産に関する世論調査」より作成

率性の高い構造に変えていくこうとする改革がデフレ経済下で急激に断行されたことにより、企業間の業績格差を顕在化させるとともに、企業の再建のためのリストラが必要悪として受け入れられ、4パーセントを超える大量の失業を発生させたが、加えて円滑な転職システムが整備されていないため、中高年を中心にお仕事時と転職先との雇用条件格差が壁となり、失業期間の長期化や自殺等の問題を惹起させたのである。また、このような雇用の不安定化と社会問題化と共に、この経済格差の問題は、フリーター・無業者の増加等に見られるように、若年層の職業意識の変化に伴って今後さらに拡大することが懸念される。さらに、1990年代の積極的な財政刺激策に伴う財政赤字拡大に対して、消費税率の引き上げや所得税・法人税の見直しについて盛んに議論されており、このことも経済格差を拡大する要因になろう。

3. 税制改革と経済格差

戦後のわが国の財政事情をみると、1965年度（昭和40年度）の補正予算で公債発行が求められ従来の財政均衡主義が破られたが、その後のオイルショックの発生に伴う景気低迷下で、75年度（昭和50年度）の補正予算では特例公債が発行され、その後は一貫して公債発行額が増加している。その結果、平成18年6月末の段階での国債及び借入金並びに政府保証債務現在高は、表1のように827兆7948億円に達している。これを国民一人あたりで計算すると、平成18年9月1日現在日本の総人口は約1億2,770万人であるから一人約650万円弱の借金をしていることになる。また、公債残高で見てもその額は急激に増加し、平成18年度末の公債残高は約542兆円になる見込みで、国民一人当たりで換算すると約424万円となる（図3）。さらに、債務残高を各国との比較で見ると、2006年（平成18年）のわが国の債務残高は対GDP比で160パーセントを超えており、先進諸国の中でも極めて高い割合になっている（図4）。

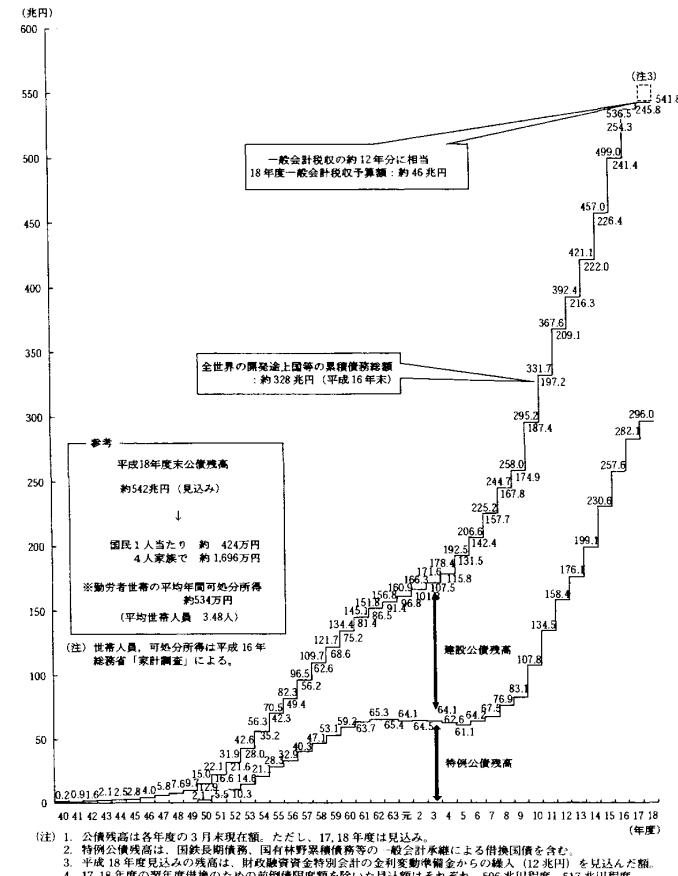
このような状況下で、政府は、規制緩和による競争原理の導入により一定の経済成長を維持しつつ、可能な限り歳出削減をし、それでも不足する部分については増税を視野に入れた抜本的な税制改革によって財政健全化を図ろうとしている。⁴⁾特に、景気変動の影響を受

表1 国債及び借入金並びに政府保証債務現在高
(平成18年6月末現在)

区分	金額	前期末 (平成18年3月末) に対する増減(△)	前年度末に對 する増減(△)
内 国 債	6,688,199	△ 17,595	△ 17,595
普通国債	5,269,098	△ 181	△ 181
長期国債(10年以上)	3,373,976	579	579
中期国債(2年から6年)	1,376,413	△ 6,299	△ 6,299
短期国債(1年以下)	519,310	5,539	5,539
財政融資資金特別会計国債	1,376,242	△ 17,290	△ 17,290
長期国債(10年以上)	727,931	24,597	24,597
中期国債(2年から5年)	648,311	△ 41,888	△ 41,888
交付国債	3,948	337	337
出資国債等	21,877	577	577
日本国有鉄道清算事業団債券等承継国債	17,034	△ 1,038	△ 1,038
借入金	585,279	△ 7,458	△ 7,458
長期(1年超)	58,792	△ 1,808	△ 1,808
短期(1年以下)	526,487	△ 5,650	△ 5,650
政府短期証券	1,004,470	28,196	28,196
合 計	8,277,948	3,143	3,143

出所) 財務省ホームページ

図3 公債残高の累増 (平成18年度予算)



出所)「わが国税制・財政の現状全般に関する資料」(平成18年4月現在)
(財務省ホームページ)

けづらい消費税は税収の安定確保の面から望ましい税制と考えられるため、二桁への税率の引き上げが議論されることは必至であろう。

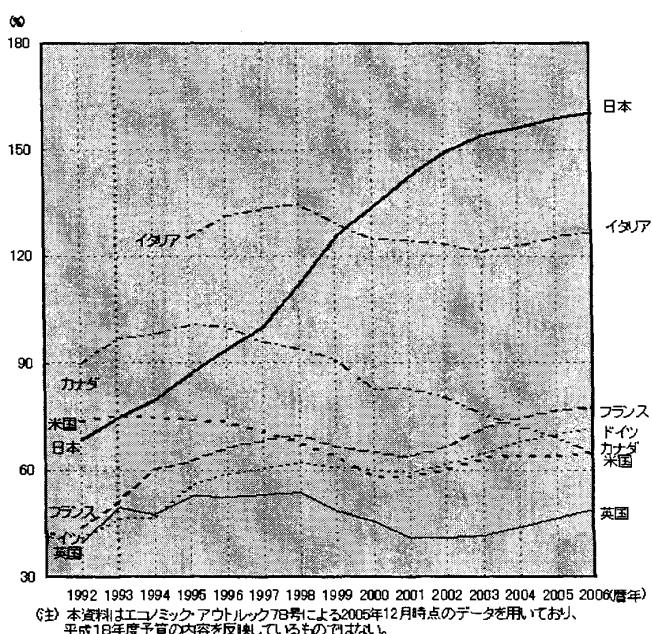
図5は所得税、法人税、消費税の税収の推移であるが、個人所得税、法人税がバブルの膨張・崩壊、その後の景気低迷という景気変動に応じて税収も乱高下するのに対して、消費税は安定的に税収を確保しており、消費税率の3パーセントから5パーセントの引き上げに応じて税収も確実に増加している。したがって、税収の安定確保と財政計画の不透明性を是正する税制としてはきわめて有効な税制といえる。また、図6は先進各国の租税負担率の内訳

図6は先進各国の租税負担率の内訳

(国税+地方税) であるが、わが国の租税負担率はほぼ米国と同じ23パーセントで、他の先進諸国に比べて低い水準にある。さらに、その構成比を見ると、イギリス、ドイツ、フランスなどの欧州諸国では消費課税が15パーセント前後(構成比では40パーセント以上)と高い水準にあるが、法人課税はわが国の5.8パーセントを大きく下回っている。このことは、わが国の税制のあり方として、企業の国際競争力を強化する観点からは先進国並の法人税率の低下が望ましく、安定成長経済へ移行した現在においては消費税率の引き上げによる税収の確保が望ましいことを意味している。これに対して、個人所得課税を見ると、先進各国は二桁を越えた水準にあり、相対的にわが国のは6.6パーセントと低い水準にある。したがって、今後のわが国の税制構造(依存度)は、4項目のうち個人所得税と消費税の依存度を高め、法人税依存度を低下させると共に、欧州諸国に比べて低い水準にある租税負担率を上昇させる方向に向かうと考えられる。

ところで、個人所得稅制と競争志向型經濟との関係では、通常、經濟格差を稅制上では正しようとするのであれば累進所得稅率幅の拡大が求められ、高所得者には課稅負担が重くなり、低所得者には減稅や公的扶助の強化が行われるであろう。しかしながら、この稅率幅の拡大は、労働意欲の低下と労働供給量の減少と共に社会的厚生の低下をもたらすため競争志向型經濟には適さない。したがって、競争により經濟を活性化させようとするのであれば、累進所得稅率幅をむしろ縮小させて、高額所得者には減稅、低所得者には増稅、といった累進稅率の平準化の方が、労働意欲の高揚と労働供給量の増加が期待されるため有効である。すなわち、高所得者に対する減稅は労働意欲の喚起に伴って労働供給量を増加させ、所得も増加するので國民所得を押し上げる効果が期待でき、低所得者に対する增稅は可処分所得を減少させ、これを補うためにさらに労働供給を増加させざるを得ないので、結果として稅率幅をフラット化（比例所得稅化）した方が競争志向型の經濟にとっては好ましい稅制ということになる⁵⁾。したがって、今後は所得稅制の面からも労働供給量を

図4 公債残高の累増国際比較（対GDP比）



出所) 「わが国税制・財政の現状全般に関する資料(平成18年4月現在)」
(財務省ホームページ)

図 5 主要税目の税収（一般会計分）の推移

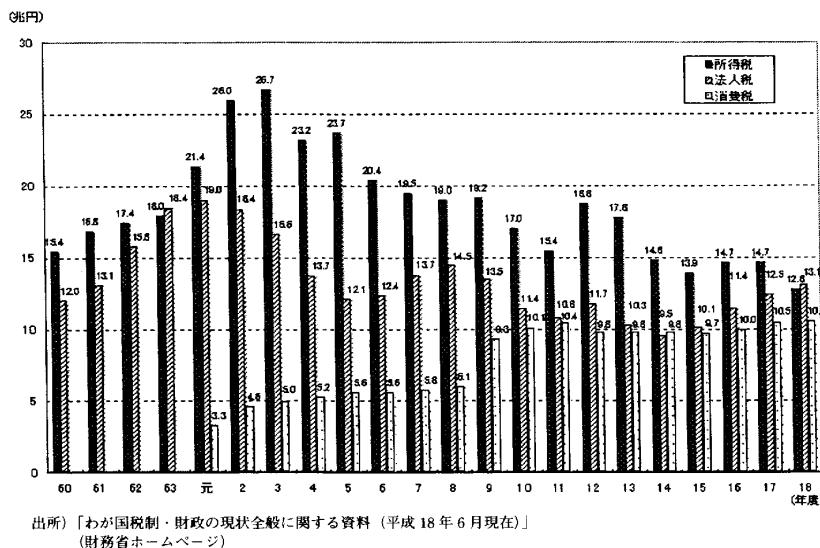
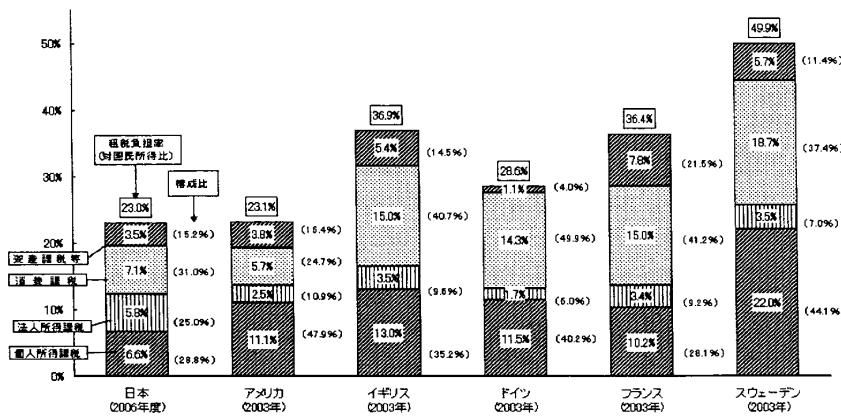


図 6 租税負担率の内訳の国際比較 (国税 + 地方税)



増加させるような、個人所得課税の税率幅の見直し等の競争を促す施策が議論されることになろう。加えて、上記のように、企業の国際競争力を高め、税制の有利な国外への企業移転を阻止する観点からは、国際的に見て相対的に高い水準にある法人税率を引き下げようとする圧力が常に存在している。それゆえ、景気変動の影響を受けづらく、安定した税収を確保する税制としては、所得税や法人税に比べて消費税による徴収が望ましく、ますます消費税率の引き上げが求められることになろう。

このように、競争志向型経済に対応するように、税制の側面から競争を促がそうとするのであれば、高所得者に対する減税と低所得者に対する増税のような税率の平準化が望ましく、今後は累進所得税の税率幅の縮小が議論されることになろう。また、消費税についても、所得と直接関係せずに全ての国民が負担し、景気変動の影響を受けづらいため、競争志向型経済において税収の安定を確保する観点からは好ましい課税制度と言える。したがって、今後は消費税の引き上げや社会保障費を含めた目的税化しての引き上げ等が議論されることになろう。しかしながら、いずれにしても低所得層には税負担の増加を意味

するため、税率の引き上げに伴って経済格差はさらに拡大すると考えられる⁶⁾。さらに、競争志向型経済においては、一方では能力主義・成果主義の導入等により経済格差が拡大し、他方では税負担の面から経済格差が拡大するため、共稼ぎ世帯が増加し、そのための社会システムの整備が求められるようになる。わが国の場合、この競争志向型経済への転換が少子高齢化社会で行われているため、旧来の経済成長を前提とした様々な社会システムの改革を伴っている。したがって、たとえば確定拠出型年金制度の導入等による年金制度改革に見られるような社会保障システムの再編を通して、経済格差はさらに拡大していくことになろう。またそれに伴って、女性も質の高い労働力として活用することが不可欠となり、女性が社会進出しやすい環境の整備と、男性と同等の昇進や昇給等の待遇改善が求められると共に、出産・育児等の女性に対する合理的な差別に基づく就労形態のあり方についても制度設計が重要になってきているのである。

III. 若年層の雇用環境

1. 若年労働市場の変容

上記のように、競争志向型経済においては、従来の安定的な雇用関係が修正されて成果主義や能力主義が導入され、それに伴って多様な雇用形態と転職等の労働力の移動の円滑化が促されるが、他方では税制のあり方も競争志向型経済に対応した制度設計が行われるため、国内の経済格差を拡大させると考えられる。そしてこのことは、女性の社会進出の機会を制度的に確保することによって、日本人のライフスタイルを「共稼ぎ」型に変えていくのに強い影響を与えることになる⁷⁾。すなわち、競争志向型経済への移行に限らず、少子高齢化というわが国の現状を考慮すれば、社会保障制度等を維持するためには一定の経済成長が必要であり、そのためには優秀な労働力の確保が不可欠である。したがって、子育ての終わった女性の社会復帰や、若年層で問題になっているフリーター・無業者（ニート）の正規雇用を確保することは、今後の安定的な社会保障等のシステム維持のための経済成長にとって極めて重要な意味を持っている。そこで以下、若年層⁸⁾の雇用環境について考察することにしよう。

若年労働市場は1997年の「就職協定廃止」に伴って様々な面で自由化が促された。そして、競争志向型経済においてはコスト削減等による効率性が求められるようになるため、企業の雇用形態も多様化した。従来、わが国の雇用形態は日本の経営と称されるような年功序列制や終身雇用制を特徴としていたが、競争志向型経済においては、人材派遣や契約社員、パートやアルバイト等の活用が促され、雇用形態の多様化が進むことになる。また、このような契約社員や人材派遣の活用に伴って、就業規則の見直しや早期退職優遇制度、早期定年制や役員定年制等の社内雇用制度の再構築も促されてきている。さらに、1982年（昭和57年）の「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する法律（通称、男女雇用機会均等法）」、及び1999年（平成11年）の「男女共同参画社会基本法」の制定に伴って、女性の職場進出の機会が拡大されると共に女性の個性と能力を発揮する機会が確保されるようになり、上記のような多様化する雇用形態での女性の社会進出が進んでいる。さらに、離婚や死別等により母子家庭が増加してきていることも、このような女性の社会進出を促す原動力になっている面があり、このような社会変化も雇用形態の多様

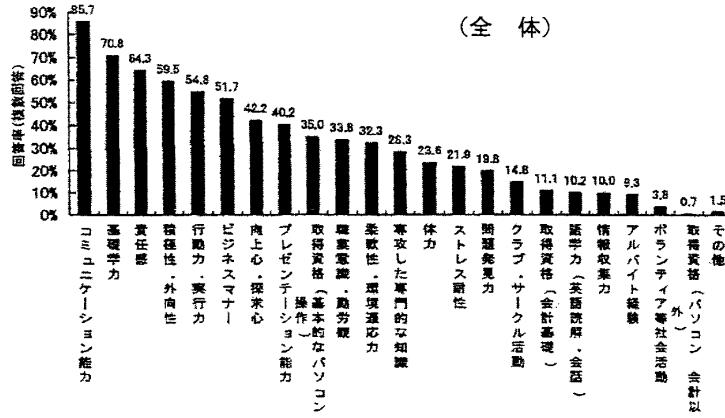
化に拍車をかけていると言えよう。

このように、競争志向型経済の下では、終身雇用制や年功序列制等の従来の安定的な雇用慣行が修正され、上記のような雇用形態の多様化をもたらすが、社員間の評価・価値にも競争原理に基づく成果主義や能力給制度等が導入されるため、個々の労働者の能力に応じた所得分配が行われるようになる。また、わが国の企業は常に国際競争にさらされているが、発展途上国に比べて所得水準が相対的に高いわが国は、同じ生産システムや労働力の質では国際競争上不利となる。その結果、企業は、人材派遣や契約社員、パートやアルバイト等の「必要なときに必要な人材」を確保できるような雇用形態を活用しつつ、国際競争力を高めている。したがって、今後もこのような雇用形態の多様化がさらに促されることになろう。

ところで、今日の経済を競争志向型経済とすると、従来のわが国の経済は安定志向型経済と見ることができる。安定志向型経済においては、競争制限的な護送船団方式の下で日本経済全体が拡大・成長していたため、終身雇用制や年功序列制等の雇用慣行に見られるように、一度就職すれば企業が定年まで面倒を見てくれるという安定した雇用環境の下で労働者は仕事に専念できた。また企業も多少の余剰人員を抱えても耐えうる体力を維持できだし、リストラ等の人員削減は企業イメージを悪くし、優秀な人材の確保にはマイナスと考えられたため、自然減や出向等で対応してきた。しかしながら、競争志向型経済においては、年俸制や能力主義的賃金体系の下で積極的に協調して仕事に取り組み、客観的な評価基準の下で自分の能力を成果に結びつけられるような人材が求められており、余剰人員を抱える余裕はないのであるから最小限の優秀な人材のみを正社員で確保し、その他は人材派遣や契約社員等でカバーするといった手法が多用されることになる。その意味では、在庫を抱えない「ジャスト・イン・タイム」のトヨタ方式の雇用現場での応用、と捉えることができよう。また、採用現場を見てみると、競争志向型経済では職業基礎能力や専門的知識の向上に加えて、目標設定能力、継続的学習能力、人間関係構築能力の強化が求められることになり⁹⁾、面接試験や筆記試験のハードルが高くなると共にますます人物重視の採用が展開されることになる。図7は、企業が採用に当たり重視する能力について示したものであるが、最も多いのは「コミュニケーション能力」であり、次が「基礎学力」となっている。この点からも、面接試験と筆記試験という通常の採用試験のうち、人物をより重視する傾向がうかがえる。¹⁰⁾

以上のように、現在の若年労働市場においては、一方では、幹部候補生育成のために従来の日本の雇用慣行を維持しつつ、他方では、これを修正して成果主義や能力主義、人材派遣や契約社員等を導入して、より効率的な経営を求める企業が多くなってきており、自分自身の「労働力の質」を伸ばすような意識を持つ社

図7 企業が採用に当たり重視する能力



出所) 株式会社三菱総合研究所「企業が若年者に対して求める能力用件に関する調査研究事業」(平成18年6月)(厚生労働省ホームページ)

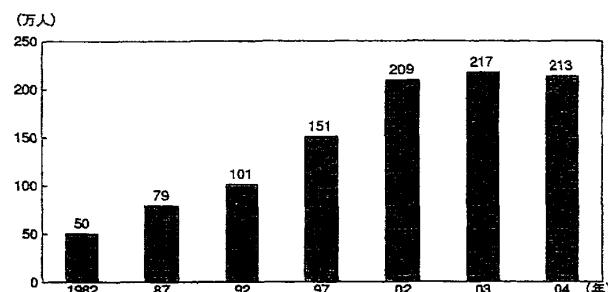
員が求められている。また、問題解決能力や人間関係構築能力の高い社員を求める傾向は年々強まっており、上記のようにチームワークの前提であるコミュニケーション能力を重視する企業が増加してきている。

2. フリーターの増加と若者意識

さて、上記のように、競争志向型経済においては、何事にも積極的で協調性があり、コンピテンシーの高い学生が求められているが、若年層の雇用環境はどのような状況にあるのであろうか。図8はフリーターの人数の推移であるが、80年代以降増加傾向にあり、ここ数年は200万人を超える水準で推移している。また、図9はニード¹¹⁾等の無業者的人数の推移であるが、ここ数年は60万人を超える水準で推移している。特に、小泉政権時に急増し、その後は安定しているのが特徴である。また、フリーターを社会復帰させるシステムが整っていない現状では、一度フリーター・非正規雇用になってしまふと正規雇用に復帰するのは極めて困難であり、年齢が高くなるのに伴ってますます社会復帰の可能性は小さくなる。したがって、今後もフリーター等の社会復帰の仕組みが構築されなければ、このようなフリーターの増加は、消費需要の低下や、無貯蓄世帯の増加、勤労世帯の社会保障費等の負担増を惹起させ、わが国の経済成長を鈍化させると共に、晩婚化や非婚化の進行に伴ってさらに少子化を加速させることが懸念される。

図10は若年層の離職者に占める就業形態別雇用者となった者の割合を示しているが、バブルが崩壊して以降、「正規雇用から正規雇用」、「正規雇用から正規雇用」になった者、すなわち正規雇用で働く者の割合は低下傾向にあるのに対して、「非正規雇用から非正規雇用」と「正規雇用から非正規雇用」になった者、すなわち非正規雇用で働く者の割合は増加傾向にある。つまり、傾向として非正規雇用形態の割合が若年層では増加してきており、一度非正規雇用になるとそのまま非正規雇用、つまりフリーターを持続させる傾向が強いと言える。したがって、フリーターが正規雇用を得る社会復帰のための円滑な仕組みが作られない場合に

図8 フリーターの人数の推移

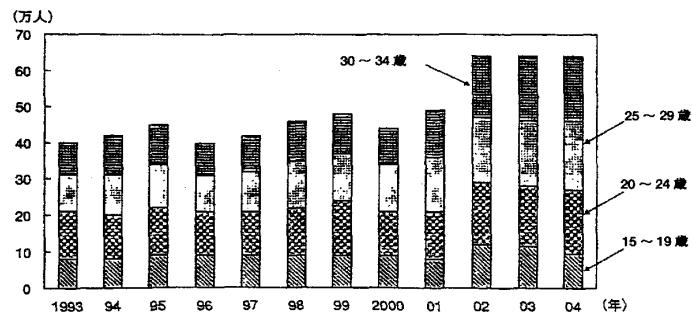


資料出所 1982年、87年、92年、97年、2002年、03年については「平成16年版 労働経済の分析」より転記。2004年については、総務省統計局「労働力(詳細結果)」を厚生労働省労働政策担当参事官室にて特別集計。

(注) 1) 1982年、87年、92年、97年については、フリーターを、年齢は15~34歳と限定し、①現在就業している者については勤め先における呼称が「アルバイト」又は「パート」である雇用者で、男性については継続就業年数が1~5年未満の者、女性については未婚で仕事を主にしている者とし、②現在無業の者については家事も通学もしておらず「アルバイト・パート」の仕事を希望する者と定義し、集計している。
2) 2002年から2004年については、フリーターを、年齢15~34歳層、卒業者に限定することで在学者を除く点を明確化し、女性については未婚の者とし、さらに、①現在就業している者については勤め先における呼称が「アルバイト」又は「パート」である雇用者で、②現在無業の者については家事も通学もしておらず「アルバイト・パート」の仕事を希望する者と定義し、集計している。
3) 1982年から97年までの数値と2002年から2004年までの数値とでは、フリーターの定義等が異なることから接続しない点に留意する必要がある。

出所) 「平成17年版 労働経済白書」 厚生労働省編、2006年、155ページ。

図9 若年無業者数の推移



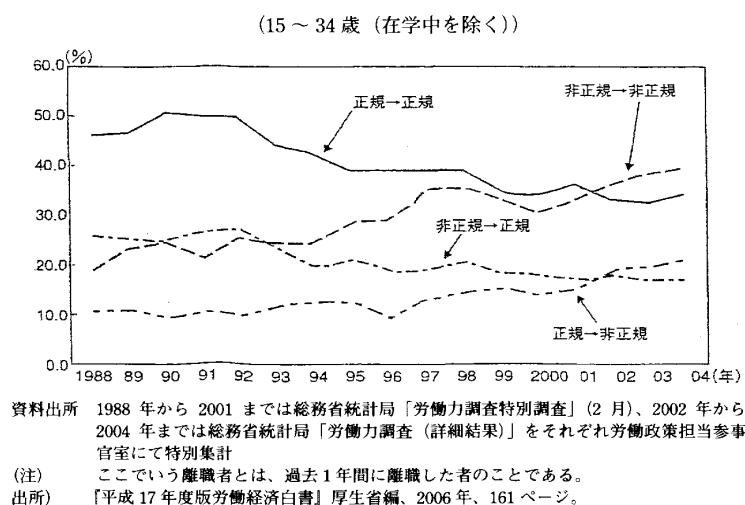
資料出所 総務省統計局「労働力調査」

(注) 若年無業者について、年齢を15~34歳に限定し、非労働人口のうち家事も通学もしていない者として集計。
出所) 「平成17年版 労働経済白書」 厚生労働省編、2006年、155ページ。

は、いったんフリーターになってしまうとなかなか正規雇用の道がないのが現状なのであるから、中高年のフリーターが増加し、少子高齢化社会の中で彼らにも人間として最低限度の生活を維持させるための社会的コストは急増することになる。それゆえ、これ以上のフリーターや無業者の増加を抑制するのであれば、若年層の職業意識や就職意識を育成し、しっかりとした職業観を醸成させると共に、自分の「労働力の質」を高めるために目的意識を持って修学させるようなキャリア教育が重要な意味を持つことになる。

ところで、これまでのわが国の学校教育においては、職業教育・キャリア教育は積極的に行われず¹²⁾、入社後の企業が各企業の目的に応じてこれを行い、結果として終身雇用制や年功序列制を維持してきた。また、高校や大学までの人生の中で、ある程度の職業観や職業意識が醸成され、就職後はその企業の研修等を通して企業人・職業人としての意識を強めていったのであり、学校教育の現場であえてキャリア教育を実施する意味があまりなかったのが実情であろう。それゆえ、就職は自分の一生を託せる企業選びの意味合いが強く、企業は研修等を通して愛社精神の育成と社内の組織文化を反映した仕事の仕方を伝授し、社員は終身雇用制と年功序列制の下で基本的には外部評価を受けることなく社内での安定した地位とその地位での給与水準が保証されていた。つまり、これまでのような安定志向型経済における就職とは、企業に「就社」させるという側面が強かったのである。これに対して、競争志向型経済においては、一人一人の将来ビジョンに応じた仕事の内容が重視され、自分の職業能力を活かせる仕事内容を中心に据えた「就職」活動が展開されることになる。したがって、一方では、労働市場で労働者の価値を客観的に評価する判断基準の整備が求められるのであり、他方では、労働市場において各自の職業能力で勝負できる人材を学校教育の段階で育成していく必要があるのである。すなわち、競争志向型経済においては、「何々会社では部長」という肩書きではなく、「部長としてできる仕事内容」が問題なのであり、労働市場における労働者一人一人の客観的な評価が重要になってくるのである。それゆえ、競争志向型経済においては、学校教育の段階でのキャリア教育の充実が不可欠になってくると考えられる。

図 10 離職者に占める就業形態別雇用となった者の割合



N. むすび——社会階層の固定化

このように見えてくると、今日のような競争志向型経済への移行期においては、コミュニケーション能力が高く何事にも積極的にチャレンジするような企業が求める人材と、現実の供給サイドに起きているようなフリーターや無業者の増加といった若年層の状況には大

きなギャップがあることは明白であろう。また、このような若年層の状況を前提とした場合、拡大してきている経済格差をさらに拡大させることは容易に予想がつく。したがって、今後は経済格差の是正に向けた施策が求められるが、さらに、この経済格差を前提とした社会階層の固定化の問題が進んでいるのも事実である。

たとえば、若年層の教育環境を見ても大学入学者数は増加傾向にあるものの、奨学金受給者数は増加傾向にある。このことは、経済力に応じて教育水準が確保されることを意味しており、この家庭の所得水準と子供達が受ける教育との関係は社会問題化しつつある。また、政治家の子供は政治家に、法律家の子供は法律家に、医者の子供は医者に、大企業の子供は大企業に、といった二世・三世の誕生は、親と同じような環境の中で、裕福な家庭出身者は十分な教育を受けることによって裕福になるという循環が定着し、社会階層の固定化（階級化）につながることになる。つまり、貧富の差に伴う社会階層の固定化により教育の機会均等が崩され、教育機会の不平等が経済的不平等をもたらすことによって、結果として競争により豊かになる機会が奪われることになる。そして、フリーターと無業者の増加、その固定化は、この社会階層の固定化に拍車をかけることになると考えられるのである。

このように現在の日本経済を整理すると、経済格差の拡大とこれに起因する社会階層の固定化の問題が表面化しつつあり、競争志向型の経済には必要悪として存在する問題かもしれないが、人が人として最低限度の生活を営むためには経済格差の問題は議論していかなければならない問題であろう。また、本稿で考察したように、日本経済がこのような競争志向型経済に移行してきている反面、若年層においては職業意識・就職意識の低下やフリーター・無業者の増加の問題が表面化してきており、今後の日本経済にとってより深刻な問題となっている。競争志向型の経済では、機会の平等を重視することで万人に対して起業の機会や経済的に豊かになる機会が与えられるとするが、規制緩和等によって機会の平等が確保されたとしても、意欲のない者ばかりであれば市場競争原理の導入による経済活性化の効果はそう期待できるものではない。さらに、長期的に見ると、経済格差に伴う社会階層の固定化は、教育の機会均等を崩すと共に職業意識や目的意識の低下と共に修学意欲の低下をもたらし、結果としてフリーターや無業者などの低所得者層を増加させ、経済的格差をさらに拡大させることになる。また、このような経済格差を是正するために女性の社会進出が進めば「共稼ぎ」世帯が増え、このようなライフスタイルに応じたシステム作りが必要となろう。そして、このようなシステム作りが遅れ、フリーターや無業者がさらに増加する場合には、生涯所得の減少に伴い、未婚率の上昇や少子化に拍車をかけると共に、消費活動や年金制度等、わが国の経済に深刻な影響を与えることになると考えられるのである。

註

- 1) 1985年のプラザ合意以後の急激な円高とその後のバブル経済の流れを見ると、わが国の産業構造は国際競争にさらされている輸出産業と、輸入規制や参入規制等によって保護されている産業があり、急激な円高で輸出企業が業績を悪化させ、海外進出をせざるを得ない状況になったのに対して、保護されている産業や輸入企業は利益を確保されていたため、内外価格差の拡大や土地や株の売買による資産バブルの膨張を引き起こしたと考えられる。そして、このバブルの膨張を金融の面から支えたのが貸し手を探していた邦銀であり、オイルショック以後わが国の輸出企業の多くが銀行借入を縮小させる中で、都銀を中心とした邦銀は貸出先を求めてラテンアメリカ諸国へ向かったが、デフォルトの発生等により貸出先を国内に求めるようになり、不動産融資等の拡大を通して結果として資産バブルの膨張を支えることになったのである。その意味では、国際競争にさらされている輸出企業の多くが資金調達を市場に求めるようになった80年代以降、間接金融優位の金融構造は変革を迫られていたのであり、これを維持させたがためにバブルの膨張・崩壊等に見られるような矛盾が表面化したと整理できよう。
- 2) 1970年代以降、経済学の分野では、ケインジアンとマネタリストの論争が盛んに展開されたが、今日の競争志向型経済への移行は、マネタリストの理論（及び合理的期待仮説）に依拠しつつ進められていると見ることができる。M. フリードマン等のマネタリストに従えば、財政金融政策によって短期的には自然失業率を低下させることはできず、裁量的な財政金融政策は長期的にインフレを惹起させ、経済をむしろ不安定化させることになる。したがって、失業対策としては市場競争原理を様々な分野で導入し、労働力移動を円滑にするような仕組みの整備が有効であり、財政規模を縮小させて「小さな政府」を目指すとともに、金融政策としては一定のルールに従って経済状況にあまり左右されない安定的な通貨供給政策が有効性を持つことになる。また、ケインズ経済学では需要サイドに主導的役割が与えられるが、今日の経済学ではサプライサイド・エコノミクスのように供給サイドに主導的な役割が与えられている。このような文脈で日本経済を整理するならば、2000年代の経済政策は、様々な分野での規制緩和と競争原理の導入、不況対策としての積極的な公共投資政策の見直し、日本銀行の量的緩和政策など、1980年代のレーガンomicsの理論的支柱であったサプライサイド・エコノミクスやマネタリズムなどの主張に依拠した政策を展開していると整理することができよう。そして、このような理論に基づけば、経済成長の原動力としては、市場競争メカニズムを活用することが重要なのであり、今日の日本経済は、そのための枠組み作りの段階にあると見ることができる。
- 3) もちろん、当局の対応に問題がある場合には、不服申し立て、行政処分に対する審査等の救済システムの構築も求められることになり、司法制度の改革も視野に入れた対応が望まれる。
- 4) 2006年（平成18年）9月発足の安倍内閣は、小泉政権下の「改革」路線を引き継ぎ、これを「加速・補強」させるとともに、「美しい国創り内閣」として教育改革にも取り組むとしているが、競争志向型経済においては知的財産を生み出す「研究・開発」が必要であり、そのために教育水準の向上は不可欠である。そして、高度な教育水準を維持し、新しいアイデアや知識、技術が生み出される環境の下で高水準の「研究・開発」が促されることによって、安定した経済成長が確保されると考えられる。
- 5) 無差別曲線を用いた税制と労働供給との関係の説明については、貝塚啓明著『財政学』（東

京大学出版会、1993）などを参照。

- 6) このような財政面からの経済格差の拡大に加えて、金融面からも格差拡大が促されていると考えることもできる。すなわち、金融政策と経済格差との関係では、1990年代後半以降のゼロ金利政策と量的緩和政策は、銀行や企業等の負債を抱えた経済主体にとってはプラスに作用したものの年金生活者や資産保有主体にとってはマイナスに作用し、この政策が長期化したことによって両者の格差が拡大したと考えることもできる。つまり、金利水準の固定化は特定の経済主体にとっては有利に作用するが、これが不利に作用する経済主体もあるため経済格差を拡大させる可能性がある。さらに、金融構造改革と経済格差との関係では、間接優位から市場型間接金融への移行は、資金の流れを市場を経由する流れに移すことによって、それまで銀行が負ってきたリスクを直接資金余剰主体である家計（預金者・投資者）に負わせることを意味している。このことは、これまでのように間接金融優位の下で一律に金利を稼げたローリターンだがノーリスクのシステムから、相対的にハイリターンだがハイリスクのシステムへの移行を意味しており、その結果運用成績の優劣によって金融的側面から経済格差を拡大させる可能性も指摘できる。
- 7) 女性の社会進出の促進は、一方で、女性が自身の個性・能力を発揮する機会の拡大に寄与し、経済活動にとっても有意義な面を持つが、他方では、競争志向型経済に進展に伴う経済格差の拡大に伴い、女性も社会に出て働くないと十分な家計収入を得ることができない共稼ぎ社会になってきているという側面もある。
- 8) 一般的に、若年層とは 15 歳から 35 歳までをさす。
- 9) これらの能力は通常コンピテンシー（仕事ができる人の行動特性）と呼ばれるが、具体的な例としては、「親密性」、「傾聴力」、「ムードメーカー」、「計数処理能力」、「論理思考」などが挙げられる。
- 10) 株式会社三菱総合研究所の報告書「企業が若年者に対して求める能力用件に関する調査研究事業」（平成 16 年 5 月）によれば、高卒レベルと大学卒レベルでは、図 7 で示されたように上位 4 つの項目で変化はない。しかしながら、プレゼンテーション能力については、大学卒レベルでは 7 番目に重視されるのに対して、高卒レベルでは 12 番目となっているのが特徴的である。
- 11) Not in Employment, Education or Training の略で、一般的には「働くかず、学校にも通わず、職業訓練も行っていない者」と定義され、若年労働者（34 歳以下）のニートの数は平成 16 年では 64 万人とされている。
- 12) これまでの小・中・高の教員は、大学等で教員免許を取得した者が一定の年齢以下で教員試験を受験して教員となる仕組みであり、小・中・高の多くの教員は企業等での職務経験を持っていないのが一般的である。したがって、小・中・高で実施されるキャリア教育自体に限界があり、これまででは入社後にその企業・業界独自の社員研修を通して実質的なキャリア教育が行われていたと考えられる。したがって、企業が生徒・学生を社会人に育てる役割を担っていたのである。それゆえ、中・高での生徒に対する目標設定は、自ずと社会人に育てる余裕のある優良企業への「就職（就社）」か、そのための有名大学への進学のどちらかとなり、キャリア教育が小・中・高の学校教育で積極的に展開されることはこれまでなかったと言えよう。また、大学等においてもこれまででは就職活動支援が中心であり、キャリア教育を課程教育として積極的に展開する大学はほとんどなかったのが実態である。